# 平成30年度

# 指定に関する様式等

# 集団指導資料

香川県健康福祉部 長寿社会対策課 高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

平成31年3月22日 • 26日

老 発 0629 第 3 号 平成 30年6月29日

都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省老健局長(公印省略)

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第80号。以下「改正省令」 という。)については、本日公布され、平成30年10月1日(以下「施行日」という。)より施行する こととしています。

改正省令の主な内容及び改正省令に関連する文書の取扱いについては、下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

# 第一 改正省令の概要

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)の一部改正

・指定申請に係る文書等を削減する観点から、介護保険サービスの指定等につき、以下の対応を行う。

## 1 申請者又は開設者の定款、寄附行為等

申請者又は開設者の法人格を確認する趣旨で、「申請者(又は開設者)の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等」の提出を求めているが、法人格については直近の登記事項証明書のみで確認できるため、申請者又は開設者の定款、寄附行為等の項目を削除する。

(全サービス)

## 2 事業所の管理者の経歴

事業所に適切に管理者を配置していることを確認するために提出を求めているが、経歴の情報が無くとも氏名、住所、生年月日の情報をもって配置が確認できるため、事業所の管理者の経歴の項目を削除する。

((介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く各サービス)

## 3 役員の氏名、生年月日及び住所

役員が欠格事由に該当しないことを確認する書類に付随して提出を求めているが、役員の氏名、 生年月日及び住所の情報が無くとも代表者が誓約書にて誓約することをもって確認できるため、 役員の氏名、生年月日及び住所の項目を削除する。

(全サービス)

### 4 当該申請に係る事業に係る資産の状況

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために資産の状況の提出を求めているものであるが、指定基準(設備基準)を満たしているかについては「事業所の平面図(並びに設備及び備品の概要)」により確認できるため、当該申請に係る事業に係る資産の状況の項目を削除する。(全サービス)

# 5 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために提出を求めているものであるが、介護 給付費の請求手続きにおいてのみ求めることで足りるため、当該申請に係る事業に係る各介護サ ービス事業費の請求に関する事項の項目を削除する。

((介護予防) 福祉用具販売を除く各サービス)

# 6 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 (🔾 )

介護支援専門員の配置状況を確認するために提出を求めているものであるが、別途提出する従

業者の勤務態勢及び勤務形態にて配置状況を確認できるため、介護支援専門員の氏名及びその登 録番号の項目を削除する。

(訪問介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、(介護予防) 訪問看護、通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、(介護予防) 福祉用具販売、地域密着型通所介護、定期巡回・随

時対応型訪問看護介護を除く各サービス) (※)6、にコロでは、平成30年9月28日に改正され、申請項目にて来のるでととはっている(たべの28第2号)

# 第二 その他の文書の削減について

第一の対応に加え、各介護保険サービスに係る指定の申請等に際しては、「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要」を記載した書類等を求める場合があるが、こうした書類等に付随して、写真を添付することを求める場合があるものと承知している。

「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要」については、各介護保険サービス事業所が各サービスの指定基準に則ってサービス提供ができるかを確認するためのものであることから、これに写真を付随させる場合についても、指定の設備基準として規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。

## 第三 その他の事項について

上記のような指定申請に係る文書の削減に合わせて、今後、「指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所、指定複合型サービス事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所の指定に関す る様式例について」(平成 18 年 2 月 20 日付事務連絡)及び「指定居宅サービス事業所等の指定 等に関する参考様式(案)について」(平成 18 年 2 月 28 日付事務連絡)においてお示しした指 定申請に係る参照様式について、現在、その改正を検討しているところ。改正後の参照様式については、施行日を目途にお示ししたいと考えているため、こうしたものも活用したうえで、手続 きの簡略化に努めていただきたい。

以上

指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則

平成12年3月31日 規則第114号

改正 平成13年3月6日規則第5号

平成17年3月4日規則第4号

平成18年3月28日規則第41号

平成20年11月28日規則第65号

平成21年5月1日規則第44号 平成30年3月30日規則第19号 平成24年3月30日規則第25号 平成30年9月28日規則第41号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する 規則をここに公布する。

指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則

題名改正〔平成18年規則41号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号) 附則第37条に規定する平成18年旧介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [平成18年規則41号・24年25号・30年19号]

(指定の申請等)

第2条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2 第1項の指定又は許可の申請は、指定居宅サービス事業者(介護保険施設、指定介護予 防サービス事業者)指定(開設許可)申請書(第1号様式)により行うものとする。

一部改正 [平成18年規則41号・24年25号・30年19号]

(指定の更新の申請等)

第2条の2 法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む。)、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項並びに平成18年旧介護保険法第107条の2第1項の更新の申請は、指定居宅サービス事業者(介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指定(開設許可)更新申請書(第1号様式の2)により行うものとする。

追加〔平成18年規則41号〕、一部改正〔平成21年規則44号・24年25号・30年19 号〕

(指定居宅サービス事業者の指定の変更申請)

第2条の3 法第70条の3第1項の指定の変更の申請は、指定居宅サービス事業者指定変 更申請書(第1号様式の3)により行うものとする。

追加〔平成24年規則25号〕

(指定居宅サービス事業者の特例に係る申出)

第3条 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の申出は、指定を不要とする旨の申出書(第2号様式)により行うものとする。

一部改正 [平成18年規則41号・21年44号]

(変更の届出等)

- 第4条 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項 並びに平成18年旧介護保険法第111条の規定による届出は、変更に係るものにあっては変 更届出書(第3号様式)により、休止した事業又は施設の再開に係るものにあっては再 開届出書(第3号様式の2)により、それぞれ行うものとする。
- 2 法第75条第2項、第99条第2項、第113条第2項及び第115条の5第2項の規定による 届出は、廃止(休止)届出書(第4号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成18年規則41号・21年44号・24年25号・30年19号〕

(指定の辞退)

第5条 法第91条及び平成18年旧介護保険法第113条の規定による指定の辞退は、指定辞退

届出書(第5号様式)を提出して行うものとする。

一部改正〔平成24年規則25号〕

(介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可事項の変更許可申請)

第6条 法第94条第2項及び第107条第2項の許可の申請は、介護老人保健施設(介護医療院)開設許可事項変更許可申請書(第6号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成30年規則19号〕

(介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請)

第7条 法第95条及び第109条の承認の申請は、介護老人保健施設(介護医療院)管理者承認申請書(第7号様式)により行うものとする。

一部改正 [平成30年規則19号]

(介護老人保健施設及び介護医療院の広告事項の許可申請)

第8条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の許可の申請は、介護老人保健施設(介護医療院)広告事項許可申請書(第8号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成30年規則19号〕

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第9条 平成18年旧介護保険法第108条第1項の指定の変更の申請は、指定介護療養型医療 施設指定変更申請書(第9号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成24年規則25号〕

(業務管理体制の整備に関する事項の届出等)

- 第10条 法第115条の32第2項及び第4項並びに平成18年旧介護保険法第115条の32第2項 及び第4項の規定による届出は、介護サービス事業者業務管理体制届出書(第10号様式) により行うものとする。
- 2 法第115条の32第3項並びに平成18年旧介護保険法第115条の32第3項の規定による届 出は、介護サービス事業者業務管理体制届出事項変更届出書(第11号様式)により行う ものとする。

追加〔平成21年規則44号〕、一部改正〔平成24年規則25号〕

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定 介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成18年規則41号・21年44号・30年19号]

附即

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月6日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第4号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日規則第41号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日規則第65号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成21年5月1日規則第44号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則の規定により提出されている書類は、改正後の指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則の規定により提出されている書類とみなす。
- 4 第2条の規定による改正前の指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則に定める 様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成24年3月30日規則第25号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成30年3月30日規則第19号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、 当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成30年9月28日規則第41号)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正前の指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、 当分の間、修正して使用することができる。

## 第1号様式

(第2条関係)

全部改正 [平成18年規則41号]、一部改正 [平成20年規則65号・21年44号・24年25号・30年19号・41号]

第1号様式の2

(第2条の2関係)

追加〔平成18年規則41号〕、一部改正〔平成20年規則65号・21年44号・30年19号〕

第1号様式の3

(第2条の3関係)

追加〔平成24年規則25号〕

第2号様式

(第3条関係)

一部改正〔平成18年規則41号・21年44号〕

第3号様式

(第4条関係)

全部改正〔平成18年規則41号〕、一部改正〔平成21年規則44号・24年25号・30年19号・41号〕

第3号様式の2

(第4条関係)

追加〔平成21年規則44号〕、一部改正〔平成30年規則19号〕

第4号様式

(第4条関係)

一部改正 [平成18年規則41号・21年44号・30年19号]

第5号様式

(第5条関係)

第6号様式

(第6条関係)

一部改正 [平成30年規則19号]

第7号様式

(第7条関係)

一部改正 [平成30年規則19号]

第8号様式

(第8条関係)

一部改正〔平成30年規則19号〕

第9号様式

(第9条関係)

一部改正 [平成13年規則 5 号・18年41号・24年25号]

第10号様式

(第10条関係)

追加〔平成21年規則44号〕、一部改正〔平成24年規則25号・30年41号〕

第11号様式

# (第10条関係)

追加〔平成21年規則44号〕、一部改正〔平成24年規則25号〕

| ※受付番号 | 指定居宅サービス事業者(介護保険施設、指定介護予防 サービス事業者)指定(開設許可)申請書

月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所 氏 名

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

指定居宅サービス事業者(介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)の指定(開設許可)を受けたいので、次のとおり関係書<u>類を添えて申請します。</u>

						※事	業所	所在地市	町番号		
申	フ	リ ガ ナ									
1	名										
		たる事務所の	(郵便番号 — )								
	前		(ビルの名称	(業)							
÷	連		電話番号	, ,,,				FAX番	号		
請	法				Ž	去人所轄	庁	,			
	代	表者の職・氏名・	11 <sup>1</sup> -1. A			フリガ	ナ			生年月日	
	生		職名		Ī	E	名				
	代	表者(開設者)	(郵便番号	_		)					
者	の		(ビルの名称	5等)							
	フ	リ ガ ナ									
	名										
		業 所(施設)	(郵便番号	_		)					
	$\dot{o}$		(ビルの名称	5等)							
					実施	指定(記	午可	)申請を	既に指定	(許可)を	
指	同-	一所在地において行	<b>亍う事業等の</b> 種	<b>種</b>		する事刻	と 等	(事業開	受けてい	る事業等	備考
定		- 1.00 A 346			事業	始予定年	<u> </u>	日)	(指定(許	可)年月日)	
	居	訪問介護									
許		共生型訪問介護 訪問入浴介護									
可)	宅										
		訪問リハビリテー	-ション								
ど四	サ	居宅療養管理指導	i i								
又け	7)	通所介護									
ょ		共生型通所介護	.37-37								
う	1	通所リハビリテー 短期入所生活介護	<u>- ンヨン</u>								
بح		共生型短期入所生	活介護								
すっ	ビ	短期入所療養介護	r E								
を受けようとする事業		特定施設入居者生	:活介護								
業	ス	福祉用具貸与	±								
新		特定福祉用具販売	<u>.</u>								
	施	介護老人福祉施設 介護老人保健施設	L 7								
(施設)	設	介護医療院									
設	介	介護予防訪問入浴									
の		介護予防訪問看護									
種	護っ	<u>介護予防訪問リハ</u> 介護予防居宅療養	ドビリテーショ	ン							
類	予	介護予防済毛療養		. 1/							
	防	介護予防短期入所									
	サ	共生型介護予防短		護							
	1	介護予防短期入所									
	ビ	介護予防特定施設		護							
	ス	<u>介護予防福祉用具</u> 特定介護予防福祉	<u> </u>								
<i>.</i>	淮 仁		<u> </u>	<del>-</del>	<del></del>	<del>                                     </del>	/ FI	エルセウェ	7.14計画ナニ	受けている場	見 <i>会</i> )
		R険事業所番号	<u> </u>	╄	1 1		(\$	エに 指正)	くは計りを生	又けている別	<b>愛石り</b>
医	療材	幾関コード等									

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療 法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してくだ さい。
  - 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称 を記入してください。
  - 4 「実施事業」欄は、今回申請及び既に指定等を受けているものを含めて、該 当する欄に「○」を記入してください。

なお、今回の申請に伴い、介護保険法第72条第1項(同法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定があったものとみなされる事業については、「実施事業」欄に「みなし」と記入してください。

- 5 「指定(許可)申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始(開 設)予定年月日を記入してください。
- 6 「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法による指定事業者又は 介護保険施設として指定(許可)された年月日(介護保険法第71条第1項又は 第72条第1項の規定に基づき指定があったものとみなされたときは保険医療機 関等の指定等を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び 第8条の規定に基づき指定(許可)があったものとみなされたものについては 「12.4.1」)を記入してください。

なお、共生型居宅サービス、共生型介護予防サービスの申請をする場合は、 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定があった年月日を記入してください。

- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。
- 8 この申請書には、指定(許可)を受けようとする事業所(施設)の種類ごと に、知事が別に定める書類を添付してください。
- 9 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

# 新規申請書類確認票(訪問介護)

# 事業所名(

新規								
居宅 サービス	共生型 サ <b>ー</b> ビス	番号	書類	様式	備考			
			本 票(申請書類確認票)		□ 本票により、提出書類を確認してください。			
			指定(許可)申請書	第1号				
			訪問介護事業所の指定に係る記載事項	付表1-1				
				付表1-1 別添	□ 添付した書類に〇印をつけてください。			
	☆	1	法人登記事項証明書又は条例等		□ 原本又は写しを添付してください。			
			従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1				
		2	組織体制図	任意様式	様式はありませんので、法人内での兼務関係が分かるものを作成してください。			
		2	資格証		□ 写しを添付してください。			
			雇用契約書の写等		□ 写しを添付してください。			
	☆	3	事業所のサービス提供責任者の経歴書	参考様式2				
			事業所の平面図、位置図	参考様式3	平面図に、事業を行う区画のうち専用部分は赤で、共 用部分は黄で囲んでください。			
	☆				□ 平面図には部屋の名称を記入してください。			
		4			□ 位置図は、事業所の場所が確認できる地図等にマーカー等で印をしてください。			
	☆		外観及び内部の様子が分かる写真		□ 必要に応じて写真を添付してください。			
		5	運営規程	参考例あり	次の内容の記載があること。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 緊急時等における対応方法 7 その他運営に関する重要事項			
	☆	6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6				
		7	損害賠償保険証書		損害賠償保険証書が間に合わない場合は、申込み状 □ 況が分かるものを添付し、後日証書の写しを提出してく ださい。			
		8	事業所所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行う施設の名称・所在地		□ 所在地以外で行わない場合は、不要です。			
		9	介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	参考様式9-1				
		10	土地・建物の登記事項証明書		□ 土地・建物を所有している場合、原本又は写しを添付してください。			
	☆	,0	賃貸借契約書		□ 土地・建物を賃借している場合、写しを添付してくださ い。			
$\times$		11	障害福祉サービスの指定に係る通知の写し		□ 共生型サービスの場合のみ添付してください。			
	☆	12	社会保険、労働保険への加入状況にかかる確認票	確認票				

<sup>(</sup>注) 共生型訪問介護の欄に☆印のある書類は、同一事業所において既に指定障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護)の指定を受けており、指定 障害福祉サービスの指定申請の際の添付書類から変更が無い場合は、本指定申請への添付は省略することができます。

※受付番号	

	フリオ	<i>i</i> ナ												
	名	 称												
事			(郵便番	<del>号</del>	_	)								
業	所 在	地												
			(ビルの名称等)											
所			電話番号						F	AX 番号				
	連絡	先	Email											
	フリオ	计十	Elliaii					( <b>4</b> 17 /	更番号	⊒.		)		
	<u>- / / / /</u> 氏	' 名					住	(#4)	文田 /	J		,		
管														
理	生年月	日日					所							
			等との兼			·, I					有	□無	Ħ.	
者			可の他の事 業者との			弥 ┣る職種								
			:乗すこの) 合記入)	IK 1分		の職性 め務時間等	·							
			リガナ						(郵便	番号			)	
		氏 名				住	=							
.11	ービ 提供		. K					Î						
			年月日											
	任者	フ	リガナ							番号	_		)	
		氏	E年月日				住 ——							
		生						1						
						訪問	 介	<b>基</b>	等					
従	業者の月	職種	・員数		専	従		兼		務				
	常勤	(人)												
	非常勤	) (人	.)											
	常勤換	算後	の人数()	<b>人</b> )										
	※基準	上の	必要人数	(人)										
	※適合	の同	否											
利	利用者の推定数(人)													
	営業日													
主な	営業時	間												
掲	利田小				法定代理	理受領分								
示	利用彩	r			法定代理	理受領分	以外							
事項	その他	1の費	用											
- 大	通常の	事業	実施地域											
添付書類					別添のとおり									

- 備考1 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、その出張所等の所在地、サービス提供に当たる従業者の人数等を別様にして記載した書類を添付してください。
  - 4 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

付表1-1 訪問介護事業者の指定に係る記載事項

	フリカ	i ナ	マルマノ	レホウニ	モンカイゴジ	ギョウシ	/ ∃				
	名	称	〇〇訪	問介語	護事業所						
事			(郵便番号760-0011)								
業	所 在	地	委川県真松市釆町4丁目1乗10号								
所			(ビル0	0名称等	<del></del> 等)						
	`丰 幼	#-	電話番	号 〇	00-000	0-000-000			FAX 番号	000-000-0000	
	連絡	充	Email OC		00000@	0000@0000.					
	フリカ	i ナ	カガ!	フ タロ	ュウ				(郵便番号	7 6 0 - 8 5 8 2)	
管	氏	名	香	Ш	太郎		住 戸	听	香川県高松	公市天神前 6 - 1	
理	生年月	日							E / 1 / 1 (14)		
			等との剰						□有	* ***	
者			可の他の			-			護支援事業所	:	
			業者との	兼務	兼務する			理			
	(兼務		合記入) リガナ	カイニ	及び勤務	的時间等	15		)~17:00 郵便乗只 7.6	50-0017)	
			9 20 9				 住	(	. 野便番牙 / 0	3 0 - 0 0 1 7)	
,1		氏	名	介護	京子	京子 ————————————————————————————————————			片川県高松市番町5丁目4番15号		
	ーービ .提供	生	年月日								
	任者	フ	リガナ					(	郵便番号	— )	
		氏	名								
		生	年月日				_ 所				
従	業者の	<b>熊</b> 種	• 昌粉		訪	問介	護	員	等		
IL.	未有 V7	八里	貝奴		専	従		兼	務		
	常勤	(人)				2	2		1		
	非常茧	」(人	.)			3					
	常勤換	算後	の人数	(人)			•		3. 5人		
	※基準	上の	必要人数	女 (人)							
	※適合	の同	否								
利	用者の	推定	数(人)		20人						
	営業日 月曜日						但し、	祝日	日及び12/	29~1/4を除く)	
主	営業時	:間			9:00	~18:	0 0				
な 掲	利田水				法定代理	受領分	-		報酬告示上σ を乗じた額	額に介護保険負担割合証に定め	
揭示車	利用彩	r			法定代理	受領分以			を来じた領 報酬告示上の	額	
事項	その他	の費	}用		地域外						
	通常の	事業	実施地域	ķ	高松市、	さぬき	市、三	木	丁		
添付書類					別添のと	別添のとおり					

## 別添

## 訪問介護

指定(許可)申請に係る添付書類一覧

※受付番号	
-------	--

++	Z	車業配		施設の名称
十./こ	0	争兼川	•	施設の名称

		申請する事	業・施設の種類	備考
番号	添付書類	訪問介護	共生型 訪問介護	
1	法人登記事項証明書又は条例等		☆	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (組織体制図、資格証、雇用契約書の写等)			参考様式1
3	サービス提供責任者の経歴書		☆	参考様式 2
4	事業所の平面図、位置図、 必要に応じて外観及び内部の様子がわかる写真		☆	参考様式3
5	運営規程			参考例
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		☆	参考様式6
7	損害賠償保険証書(間に合わない場合は、申込み状況が 分かるものを添付し、後日証書の写しを提出)			
8	当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業 の一部を行うときの名称・所在地			
9	介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓 約する書面			参考様式 9-1-①
10	土地及び建物の登記事項証明書 (土地・建物を所有している場合のみ添付)			
10	賃貸借契約書の写し(土地・建物を賃借している場合のみ添付)		☆	
11	障害福祉サービスの指定に係る通知の写し			
12	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票		☆	確認票

# 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

- 2 参考様式、参考例を掲示しているので、適宜修正のうえ使用してください。
- 3 該当欄に「○」を付してください。
- 4 「サービス提供責任者の経歴書」は、次の書類に代えることが可能です。
  - (1)介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」の写し
  - (2)介護職員基礎研修課程修了者、介護職員実務者研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修 了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」
  - (3)保健師、看護師、准看護師の場合、その免許証等の写し
- 5 共生型訪問介護の欄に☆印のある書類は、同一事業所において既に指定障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護)の指定を受けており、指定障害福祉サービスの指定申請の際の添付書類から変更が無い場合は、本指定申請への添付は省略することができます。

老人福祉法による届出は済みましたか。	はい ・いいえ
--------------------	---------

	記入担当者連絡先								
事	業	所	名						
担	当	者	名						
連	絡		先	電話番号	FAX 番号				

# 更新申請書類確認票(訪問介護)

# 事業所名(

更新居宅	番号	書類	様式	備考
オーピス	1		13.23	3
		本 票(申請書類確認票)		□ 本票により、提出書類を確認してください。
		指定更新(許可)申請書	第1号-2	
		訪問介護事業所の指定に係る記載事項	付表1-1	
			付表1-1 別添	添付した書類に〇印をつけてください。
☆	1	法人登記事項証明書又は条例等		□ 原本又は写しを添付してください。
☆		従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	
☆	2	組織体制図	任意様式	様式はありませんので、法人内での兼務関係が分かるものを作成してください。
☆	2	資格証		□ 写しを添付してください
☆		雇用契約書の写等		□ 写しを添付してください。
☆	3	事業所のサービス提供責任者の経歴書	参考様式2	
☆	4	事業所の平面図、位置図	参考様式3	□ 平面図に、事業を行う区画のうち専用部分は赤で、共用部分は黄で囲んでください。 □ 平面図には部屋の名称を記入してください。 □ 位置図は、事業所の場所が確認できる地図等にマーカー等で印をしてください。
☆		外観及び内部の様子が分かる写真		□ 必要に応じて写真を添付してください。
*	5	運営規程	参考例あり	次の内容の記載があること。  1 事業の目的及び運営の方針  2 従業者の職種、員数及び職務の内容  3 営業日及び営業時間  4 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額  5 通常の事業の実施地域  6 緊急時等における対応方法  7 その他運営に関する重要事項
☆	6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	
☆	7	事業所所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一 部を行う施設の名称・所在地		□ 所在地以外で行わない場合は、不要です。
	8	介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	参考様式9-1	
	9	土地・建物の登記事項証明書		□ 土地・建物を所有している場合、原本又は写しを添付してください。
☆	9	賃貸借契約書		土地・建物を賃借している場合、写しを添付してください。

(注) 更新欄に☆印のある書類は、新規指定時に提出された申請書類又は変更届の内容に変更がない場合は、指定更新申請書への添付は省略 することができます。

※受付番号	

	フ	リガ	`ナ																	
	´- 名		 称														 		 	
串	和		小小	/ <del>***</del> / <del>***</del>   <b>***</b>   <b>***</b>																
事	r	-	l ile	(郵便番	亏		_		)											
業	肵	在	地	(184 A	h sh kk	- \											 		 	
所				(ビルの	名 / 特	÷)							Τ.							
	連	絡	先	電話番号									ŀ	'AX 番号						
	~	7114	<i>_</i>	Email																
	フ	リガ	`ナ										(į	郵便番号				)		
kaka	氏 名										住	近								
管	生年月日																			
理	訪月	<b></b>	護員	等との兼続	条の有	無	<u> </u>						í		□無	Ę				
者	訪問介護員等との兼務の有領 同一敷地内の他の事業所又						名	称							'					
			設の従業者との兼務				兼務する職種										 		 	
	(兼	務の		合記入)			及び	勤務	時間	等			In 1:	द जर ।						
		-		リガナ								(	野售	<b>更番号</b>		_	)	)		
			氏	名							住所									
ス	t		生生	年月日							171									
		提供 任者 -	フ	リガナ								(	郵信	更番号		_	)	)		
戶	任者 -		氏								住									
		=							一 所											
			生生	年月日		1				^			t at		-					
従	業者	台の耳	哉種	・員数				訪	問	介	-	<u>員</u>	等							
							専		従			兼		務						
		勤(																		
			(人																	
				の人数()																
				必要人数	(人)															
			の可																	
利	用者	かす	隹定刻	数(人)																
<u></u>		業日																		
主な	営	業時	間																	
掲示	利用	用料				汐	去定代	过理受	領分	•										
示事	411)	111/11				汐	去定代	(理受	領分	·以夕	<b>小</b>									
事項	そ	の他	の費	·用																
	通信	常の	事業	実施地域																
	添付書類				別添のとおり															

- 備考1 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、その出張所等の所在地、サービス提供に当たる従業者の人数等を別様にして記載した書類を添付してください。
  - 4 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

## 別添

## 訪問介護

指定(許可)更新申請に係る添付書類一覧

※受付番号	

主たる事業所・施設の名称

	添付書類		する事業 没の種類		更新 届出	
番号	(更新前の届出内容からの変更がない場合は、 「書類省略不可」以外のものは添付不要)	訪問介護		参考様式	容か の変 の有	で更
1	法人登記事項証明書又は条例等				有	無
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (組織体制図、資格証、雇用契約書の写等)			参考様式1	有	無
3	サービス提供責任者の経歴書			参考様式 2	有	無
4	事業所の平面図、位置図 必要に応じて外観及び内部の様子がわかる写真			参考様式3	有	無
5	運営規程 (変更有の場合は、新旧対照表を併せて添付)			参考例	有	無
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			参考様式6	有	無
7	当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業 の一部を行うときの名称・所在地				有	無
8	介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓 約する書面			参考様式 9-1-①	書類略不	
9	土地及び建物の登記事項証明書(土地・建物を所有している場合のみ添付)				有	無
J	賃貸借契約書の写し(土地・建物を賃借している場合の み添付)				有	無

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 2 参考様式、参考例を掲示しているので、適宜修正のうえ使用してください。
  - 3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。
  - 4 「サービス提供責任者の経歴書」は、次の書類に代えることが可能です。
    - (1)介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」の写し
    - (2)介護職員基礎研修課程修了者、介護職員実務者研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」
    - (3)保健師、看護師、准看護師の場合、その免許証等の写し

				記入担当者連絡先	:
事	業	所	名		
担	当	者	名		
連	糸	各	先	電話番号	FAX番号

付表1-1 訪問介護事業者の指定更新に係る記載事項

	フリ	ガナ	マルマ	レホウモ	ンカイゴジ	ギョウ	ンョ					
	名	称	〇〇訪	問介護	事業所							
事			(郵便	番号76	0-001	1)						
業	所ィ	E 地	香川	県高松	市番町4	广目 1 種	番10	号				
所	/21 1		(ビル	の名称等	<u> </u>							
///			電話番		00-000	)-00	00		FAX 番号	000-000-0000		
	連約	各先							1 12			
	711	ガナ	Email カガ			,000	∪. Jp	1	7 6 0 - 8 5 8 2)			
									(郵便番方	760-8582)		
管	氏 名 香 川		<i>)</i>	太郎		住 月	折	香川県高松	公市天神前6-1			
理	生年月日											
			美等との 津						口有	☑無		
者			りの他の:						護支援事業所	ſ		
			É業者と⊄ 合記入)	ノ栽務	兼務する及び勤務			理:	17:00			
	(AR4)		リガナ	カイゴ		加川升	10			50-0017)		
							住		A C B 3 1 C	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
-11	ーービ	氏	• • •	介護	京子		所	香	川県高松市	i番町5丁目4番15号		
	、提供		年月日									
	任者	フ	リガナ					(	郵便番号	— )		
		氏 名				住   所						
		生	年月日									
谷	光本の	一种活	・員数		訪	問	)護	員	等			
1处	来有 0	ノ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・貝奴		専	従	兼務					
	常勤	(人)				2	2		1			
	非常	勤(人	()			3	3					
	常勤	換算後	後の人数	(人)					3. 5人			
	※基	準上σ	)必要人数	女 (人)								
	※適	合の豆	<b>丁</b> 否									
利	用者の	推定	数(人)		35 人							
	営業	日			月曜日~台	<b>企曜日</b> (	但し、	祝日	日及び12/	29~1/4を除く)		
主	営業	時間			9:00~							
な 掲	利田	461			法定代理	受領分			報酬告示上の と乗じた額	額に介護保険負担割合証に定め		
掲示す	利用	ተተ			法定代理员	受領分以			<u>₩酬告示上の</u>	額		
事項	その	他の費	別用		地域外交	を通費						
			美実施地域	<b></b>			市、三	木町	1			
	1	添作	· 計書類		別添のとお	高松市、さぬき市、三木町 別添のとおり						

# 新規申請書類確認票(通所介護)

# 事業所名(

新規					
居宅 サービス	共生型 サ <b>ー</b> ビス	番号	書類	様式	備考
			本 票(申請書類確認票)		□ 本票により、提出書類を確認してください。
			指定(許可)申請書	第1号	
			No -c A set + All to a like to a lik	付表6-1	
			通所介護事業者の指定に係る記載事項	付表6-1 別添	ロ 添付した書類にO印をつけてください。
	☆	1	法人登記事項証明書又は条例等	77.14	□ 原本又は写しを添付してください。
			従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	
			組織体制図	任意様式	様式はありませんので、法人内での兼務関係が分かるものを作成してください。
		2	資格証		□ 写しを添付してください。
			雇用契約書の写等		□ 写しを添付してください。
					平面図に、事業を行う区画のうち専用部分は赤で、共 用部分は黄で囲んでください。
	☆		  事業所の平面図、位置図	参考様式3	□ 平面図には部屋の名称を記入してください。
		3			位置図は、事業所の場所が確認できる地図等にマーカー等で印をしてください。
	☆		外観及び内部の様子がわかる写真		□ 必要に応じて写真を添付してください。
	☆		設備及び備品の概要	参考様式5	□ 設備及び備品を記入してください。
		4	運営規程	参考例あり	次の内容の記載があること。  1 事業の目的及び運営の方針  2 従業者の職種、員数及び職務の内容  3 営業日及び営業時間  4 サービス提供時間  5 指定通所介護の利用定員  6 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額  7 通常の事業の実施地域  8 サービス利用にあたっての留意事項  9 緊急時等における対応方法  10 非常災害対策  11 その他運営に関する重要事項
	☆	5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	
		6	損害賠償保険証書		損害賠償保険証書が間に合わない場合は、申込み状□ 況が分かるものを添付し、後日証書の写しを提出してください。
		7	事業所所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一 部を行う施設の名称・所在地		口 所在地以外で行わない場合は、不要です。
		8	が護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	参考様式9-1	
			土地・建物の登記事項証明書		□ 土地・建物を所有している場合、原本又は写しを添付 してください。
	☆	9	賃貸借契約書		□ 土地・建物を賃借している場合、写しを添付してください。
	☆	ð	建築検査済証の写し		□ 写しを添付してください。
	☆		消防検査済証の写し		□ 写しを添付してください。
		10	障害児通所支援、障害福祉サービスの指定に係る通知 の写し		□ 共生型サービスの場合のみ添付してください。
	☆	11	社会保険、労働保険への加入状況に係る確認票	確認票	

共生型通所介護の欄に☆印のある書類は、同一事業所において既に指定障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、 指定障害福祉サービス(生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練))の指定を受けており、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービ スの指定申請の際の添付書類から変更がない場合は、本指定申請への添付は省略することができます。 (注)

※受付番号	
XXIIII	

	フリガナ																	
	名 称																	
事		(郵便番号		_	)													
業	所 在 地																	
所		(ビルの名詞	你等	)			1		1									
	連絡先	電話番号					FAX	番号										
	2	Email																
	フリガナ	,					(郵便番号 – )											
	氏 名					住 所												
管	生年月日																	
理	当該通所介	護事務所で兼	€務`	務する他の職種(兼務の場合のみ記入)														
者		の他の事業	2	名 称														
	所又は施設 の兼務(兼 み記入)		兼務する職種 及び勤務時間等															
実施	i単位数		1	単位														
同時	だ通所介護	の提供を受け	つるこ	ことがで	きる利用	者の数の	上限			人								
出品	別従業者の	<b>哗猛,</b> 吕粉	生活相談員			看護	職員	介護	職員	機能訓絲	東指導員							
中亚	. 別促来有の	<b>似性</b> • 貝数		専従 兼務		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務							
	常勤(人)																	
	非常勤(人	非常勤 (人)			卡常勤(人)			」(人)										
	※基準上の	必要人数()	()															
	※適合の可	否																
食堂	及び機能訓	練室の合計面	積				※基	準上の必	*	適合の可	否							
						m²			m²以上	-								
	営業日																	
主な		(単位ごとの }供時間(送 <く))	(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )															
掲	利用定員				人	(単位ご	との定員	1	人、②	人	. ③	人)						
示事	利用約		法	定代理受	領分				_									
項	利用料		法	定代理受	領分以外	<b>ት</b>												
	その他の費	·用							_									
	通常の事業	実施地域																
添付書類 別添のとおり																		

- \_\_\_\_\_ 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 4 本事業所内で複数の単位を実施する場合にあっては、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業者の職種・員数については、別様に記載し添付してください。
  - 5 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、「付表 6 2」に必要事項を記載のうえ、添付してください。

※受付悉号	
※文刊	

実施単位数が複数の場合は、単位ごとに下記について記載のこと。

光片叩光类类の噂話 早粉		生活柞	目談員	看護	職員	介護	職員	機能訓練		
早	位別従業者の職種・員数	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤 (人)									
	非常勤 (人)									
	※基準上の必要人数(人)									
	※適合の可否									

# 記 入 例

付表 6-1 通所介護 (療養通所介護) 事業者の指定に係る記載事項

	フリガナ	マルマルデ	゚゙イサ	ービスセ	ンター							
+	名 称	○○デイ	サー	ビスセ、	ンター							
事			(郵便番号760-0011)									
業	所 在 地	香川県高松市番町4丁目1番10号 (ビルの名称等)										
所						200		v v u	000	000	000	
	連絡先	電話番号	OC	0-00	00-00		PAX 番号		000	-000	-000	
		Email	00	0000	0@00	00. jp						
	フリガナ	カガワ	タロ	ウ			(重	郵便番号?	760—	8 5 8 2	)	
	氏 名	香川	太郎			住 所	丢	川県高松	市天油	前 6 —	1	
管	生年月日							11 212 101/17	7 111 7C1T	H11 O	1	
理		護事務所で		する他の	職種(兼	務の場合	のみ記	入) 介護	護職員			
者		Iの他の事業 との従業者と	名	称								
	,. ,	の従来有こ 務の場合の		<b>食務する職種</b>								
	み記入)			び勤務時	計間等							
実施	単位数		4	2 単位								
同時	に通所介護の	の提供を受け	けるこ	ることができる利用者の数の」				限 30 人				
単位	別従業者の耳	・ 員数		生活材	目談員	看護	職員	介護	職員	機能訓練	東指導員	
712	<b>加</b> 化木 日 * 7 ·			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)			1			1	1			1	
	非常勤(人	.)										
	※基準上の	必要人数(	人)									
	※適合の可	否										
食堂	及び機能訓練	陳室の合計面	ī積				※基	準上の必	要数值	※適合の可否		
					1 0 5	. 2 m²	m²以上					
	営業日		月	月曜日 ~ 金曜日(但し、祝祭日及び12/28~1/4を除く)								
		(単位ごとの		8:30 ~ 17:00								
主 な	サービス提 迎時間を除	と供時間 (送 : < ))	•	(① 9				2 1 0		15:3	0 ③	:
掲掲	利用定員	( ) )	3	0 人 ( )				: ) ., ② 1		3)	人)	
示								· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				割合
事	利用料					を乗じる	た額					
項			法	定代理受	領分以外	<b>小</b> 介護	吸酬告示	上の額				
	その他の費	用	地	域外交通	費、食材	才料費、	オムツ代	× ×				
	通常の事業	実施地域	高	松市、さ	ぬき市							
	添付書	類	別	添のとお	3 b							

# 記 入 例

通所介護 (療養通所介護)

実施単位数が複数の場合は、単位ごとに下記について記載のこと。

114		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		
早	位別従業者の職種・員数	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)	1			1		1		1	
	非常勤 (人)									
	※基準上の必要人数(人)									
	※適合の可否									

# 通所介護 (療養通所介護)

指定(許可)申請に係る添付書類一覧

主たる事業所・施設の名称

平		申請す	る事業・施設の種類	備考
番号	添付書類	通所介護	共生型 通所 介護	
1	法人登記事項証明書又は条例等		☆	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (組織体制図、資格証、雇用契約書の写等)			参考様式1
3	事業所の平面図、位置図、 必要に応じて外観や内部の様子が分かる写真		☆	参考様式3
	設備及び備品の概要		☆	参考様式5
4	運営規程			参考例
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		☆	参考様式 6
6	損害賠償保険証書(間に合わない場合は、申込み状況が 分かるものを添付し、後日証書の写しを提出)			
7	当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業 の一部を行う施設の名称・所在地			該当する場 合のみ(付表 6-2)
8	介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面			参 考 様 式 9-1-①
	土地及び建物の登記事項証明書(土地・建物を所有している場合のみ添付)			
9	賃貸借契約書の写し(土地・建物を賃借している場合の み添付)		☆	
	建築基準法の規定による検査済証、消防設備等検査済証		☆	
10	障害児通所支援、障害福祉サービスの指定に係る通知の 写し			
11	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票		☆	確認票

# 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

- 2 参考様式、参考例を掲示しているので、適宜修正のうえ使用してください。
- 3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。
- 4 共生型通所介護の欄に☆印のある書類は、同一事業所において既に指定障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、指定障害福祉サービス(生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練))の指定を受けており、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービスの指定申請の際の添付資料から変更がない場合は、本指定申請への添付は省略することができます。

老人福祉法による設置・事業開始の届出は済みましたか	はい	•	いいえ
---------------------------	----	---	-----

			記入担当者連絡	先
事	業所	名		
担	当者	名		
連	絡	先	電話番号	FAX番号

※受付番号

	フリガナ													
_	名 科	;												
部			(郵便	番号	_	)								
事業	所 在 地													
施			(ビル	の名称等)										
設	連絡先	É	電話番	:号		FAX 番号								
			Emai	1										
実施	単位数				単位									
同時	に通所介詞	蒦の:	提供を	受ける	ることが	できる利。	用者の数	の上降	艮			人		
W (4-	口以光光本	- π <del>//</del> ·	£ 5	1. 本仁	生活	相談員	看護職員			介護職員		機能訓練指導員		
<b>毕</b> 仏	別従業者の	グ戦	性・貝	1 剱	専従	兼務	専従	兼務	务	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人	)												
	非常勤(	人)												
	※ 基 準 . (人)	上の	必要	人数										
	※適合の	可否	î											
食堂	及び機能	訓練:	室の用	に供す	トる区画	の合計面	積	※基準上の必要数値 ※適合の					※適合の	可否
							m²	㎡以上						
営業	月											•		
サー	時間(単位 ビス提供に 間を除く)	寺間		(①	: ^	- :	② :	~	:	3	: ~	:	)	
利用	定員				人 (	単位ごと	の定員①		人	. 2	人、(	3	人)	
添付	書類					図、設備。 準法の規定							明書、賃	貸借契

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 一部事業を実施する施設を複数有するときは、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 4 以下の要件を満たすことを確認のうえ、満たす場合には申請者確認欄に○をつけてください。

	要件	申請者 確認欄
1)	利用申込に係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等 が一体的に行われている。	
2	職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されている。事業所内において、必要な場合に、従業員相互の間で支援が行える体制にある。	
3	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にある。	
4	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営 規程が定められている。	
(5)	人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われて いる。	

# 更新申請書類確認票(通所介護)

# 事業所名(

更新	番号	書類	様式	備考
		本 票(申請書類確認票)		□ 本票により、提出書類を確認してください。
		指定(許可)更新申請書	第1号-2	
			付表6-1	
		通所介護事業者の指定更新に係る記載事項	付表6-1 別添	□ 添付した書類に○印をつけてください。
☆	1	法人登記事項証明書又は条例等		□ 原本又は写しを添付してください。
☆		従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	
☆		組織体制図	任意様式	□ 様式はありませんので、法人内での兼務関係が分かるものを作成してください。
☆	2	資格証		□ 写しを添付してください。
☆		雇用契約書の写等		□ 写しを添付してください。
				平面図に、事業を行う区画のうち専用部分は赤で、共 用部分は黄で囲んでください。
☆		事業所の平面図、位置図	参考様式3	□ 平面図には部屋の名称を記入してください。
	3			位置図は、事業所の場所が確認できる地図等にマーカー等で印をしてください。
☆		外観及び内部の様子が分かる写真		□ 必要に応じて写真を添付してください。
☆		設備及び備品の概要	参考様式5	□ 設備及び備品を記入してください。
				次の内容の記載があること。
				1 事業の目的及び運営の方針
				2 従業者の職種、員数及び職務の内容
				3 営業日及び営業時間
				4 サービス提供時間
☆	4	運営規程	参考例あり	5 指定通所介護の利用定員
				6 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
				7 通常の事業の実施地域
				8 サービス利用にあたっての留意事項
				9 緊急時等における対応方法
				10 非常災害対策
				11 その他運営に関する重要事項
☆	5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	
☆	6	事業所所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行う施設の名称・所在地		□ 所在地以外で行わない場合は、不要です。
	7	介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面	参考様式9-1	
☆		土地・建物の登記事項証明書		□ 土地・建物を所有している場合、原本又は写しを添付してください。
☆	8	賃貸借契約書		□ 土地・建物を賃借している場合、写しを添付してくださ い。
☆		建築検査済証の写し		□ 写しを添付してください。
☆		消防検査済証の写し		□ 写しを添付してください。

<sup>」</sup> 更新欄に☆印のある書類は、新規指定時に提出された申請書類又は変更届の内容に変更がない場合は、指定更新申請書への添付は 省略することができます。 (注)

※受付番号

フリガナ											
名 称											
	(郵便番号		_	)							
所 在 地											
	(ビルの名	称等	)								
連絡先	電話番号	電話番号 F									
	Email				T						
フリガナ						(郵位	更番号	_	)		
氏 名					住 所						
生年月日											
				職種(兼	(務の場合	のみ記力	()				
		名	称	1							
の兼務(兼		8の場合の 兼務する職種									
		I X		† 則守							
に通所介護の	の提供を受け	けるこ							1		•
別従業者の耳	職種・員数				+						
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	`										
					1						
** 甘 淮 L σ	、 ハ mg l 米ゲ (	人)									
※ 基準工の	/ 公安八级(										
※ 適合の可											
※適合の可						※基注	準上の必	要数値	<b>%</b> ì	適合の可	否
※適合の可	否				m²	※基注	準上の必	要数値 ㎡以上		適合の可	否
※適合の可	否				m²	※基注	隼上の必			適合の可	否
<ul><li>※適合の可及び機能訓練</li><li>営業日</li><li>営業時間</li></ul>	否 陳室の合計面 (単位ごとの と供時間(送	積	(① :	~	m² : 2					適合の可 ~ :	否
※適合の可 及び機能訓練 営業日 営業時間 サービス携	否 陳室の合計面 (単位ごとの と供時間(送	積	(① :	~		:	~ :	㎡以上	:	適合の可 〜 : ③	
※適合の可及び機能訓練 営業日 営業時間 サービス振 迎時間を除 利用定員	否 陳室の合計面 (単位ごとの と供時間(送	積	(① : 定代理受		: 2	:	~ :	m <sup>2</sup> 以上	:	~ :	)
※適合の可及び機能訓練 営業日 営業時間 サービス提 迎時間を除	否 陳室の合計面 (単位ごとの と供時間(送	活積		を領分	: ② (単位ごと	:	~ :	m <sup>2</sup> 以上	:	~ :	)
※適合の可及び機能訓練 営業日 営業時間 サービス振 迎時間を除 利用定員	(単位ごとの と供時間(送	活積	定代理例	を領分	: ② (単位ごと	:	~ :	m <sup>2</sup> 以上	:	~ :	)
※適合の可及び機能訓練 営業日 営業時間 サル時間を除 利用定員	(単位ごとの と供時間(送 (水の))	活積	定代理例	を領分	: ② (単位ごと	:	~ :	m <sup>2</sup> 以上	:	~ :	)
È	所 在 地  連 格 先  フリガナ 名 生 該 一 又 兼記 敷 は 務 入 )	所 在 地 (野便番号 で) (ボルの名 電話番号 Email フリガナ 氏 名 生年月日 当該通所介護事務所で) 同一敷地内の他業者ののみ記入) 単位数 こ通所介護の提供を受ける (東京の大きので) で変して、 できます (東京の大きので) できます (東京の大きの大きので) できます (東京の大きの大きので) できます (東京の大きの大きので) できます (東京の大きの大きの大きので) できます (東京の大きの大きの大きので) できます (東京の大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの	(郵便番号 所 在 地	(郵便番号     一       連絡先     電話番号       正面il     フリガナ       氏名     生年月日       当該通所介護事務所で兼務する他の同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)     名称       前位数     単位       立通所介護の提供を受けることがで活動所介護の提供を受けることがで活動が表現である。     生活利益       可能業者の職種・員数     生活利益       事従       常勤(人)     非常勤(人)	所 在 地     (郵便番号 ー )       連 絡 先     電話番号       ご 本	所在地     (郵便番号 - )       連絡先     電話番号       正面il     住所       フリガナ 氏名     住所       生年月日     当該通所介護事務所で兼務する他の職種(兼務の場合同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)     名称       単位数     単位       ご通所介護の提供を受けることができる利用者の数のの提供を受けることができる利用者の数のの提供を受けることができる利用者の数のの設定     生活相談員 看護理事 事後 兼務 事後	所 在 地     (郵便番号 ー )       ブリガナ 氏名     Email     FAX       ブリガナ 氏名     在 名     住所 住所     住所 (郵便       生年月日     当該通所介護事務所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記力同一敷地内の他の事業 所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記力を関係を要けるの、業務する職種及び勤務時間等を対し、関係業者の職種・員数     単位       出位数     単位       出述業者の職種・員数     生活相談員 看護職員事従 兼務 専従 兼務       関従業者の職種・員数     専従 兼務 専従 兼務       関従業者の職種・員数     専従 兼務     専従 兼務       専従 兼務     専従 兼務       専従 兼務     専従 兼務       専従 兼務	所 在 地       (郵便番号 ー )         連 絡 先       電話番号	所 在 地	所 在 地     (郵便番号 ー )       連絡 先      電話番号	所在地     (郵便番号 - )       正本名     電話番号

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 4 本事業所内で複数の単位を実施する場合にあっては、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業者の職種・員数については、別様に記載し添付してください。
  - 5 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、「付表 6 2」に必要事項を記載のうえ、添付してください。

※受付悉号	
※文刊	

実施単位数が複数の場合は、単位ごとに下記について記載のこと。

174		生活柞	目談員	看護	職員	介護	職員	機能訓練	東指導員	
早	位別従業者の職種・員数	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤 (人)									
	非常勤 (人)									
	※基準上の必要人数(人)									
	※適合の可否									

# 記 入 例

付表6-1 通所介護 (療養通所介護) の指定更新に係る記載事項

※受付番号

	フリガナ	マルマルディ	イサ	ービスセ	ンター										
#	名 称	○○デイサ		ビスセ	ンター										
事		(郵便番号)				_									
業	所 在 地	香川県高			4丁目1	番10	号								
所		(ビルの名利													
i	連絡先	電話番号	0	00-0	00-0		FA	X 番号	000	-000	-00C	)()			
		Email .			00@00	000. jr									
	フリガナ	カガワ	タロ	ウ			(郵	便番号7	60 - 8	582)					
	氏 名	香川 ラ	た郎			住 所		県高松	古天油言	前6- 1	I				
管	生年月日						百万	一杯同仏		11 0 11	-				
理	当該通所介	:護事務所で兼	務	する他の	職種(兼	務の場合	のみ記ん	入) 介護	<b>護職員</b>						
者		の他の事業	4	名 称											
ı		さの従業者と ・務の場合の	兼	務する暗	<del> </del>										
i	み記入)	14方 V 2 7mm ロ V 2	及	び勤務時	<b>計間等</b>										
実施	i単位数			2 単位											
同時	に通所介護	の提供を受け	るこ	ことがで	きる利用	者の数の	上限		3 0	人					
畄台	:別従業者の	職種•昌粉		生活村	目談員	看護	職員	介護	職員	機能訓絲					
+- 14.	加州人	似怪 只效		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務				
	常勤(人)			1			1	1			1				
i	非常勤(人	.)													
	※基準上の	必要人数(人	()												
	※適合の可	否													
食堂	及び機能訓	練室の合計面	積				※基	準上の必	要数值	*	適合の可	否			
					1 0 5	. 2 m²			㎡以上	:					
	営業日		月	曜日 ~	金曜日	3(但し、	祝祭日	及び 12/2	8~1/4 8	を除く)					
,	営業時間	(単位ごとの			~ 1 7										
· <del>}·</del>		<b>性時間(送</b>	(	_		$\sim 1$ 6	: 0 0	2 1 0	: 3 0	~ 1 5 :	3 0 ③	:			
主 な	迎時間を除	())	~ : ) 30人(単位ごとの定員① 15人、② 15人、③ 人)												
掲	利用定員										人)				
示事	利用料		法	定代理党	を領分の	介護報酬 を乗じ7		り額に介記	隻保険負	担割合副	:に定める	5割合			
項	4 37 13 4-1		法定代理受領分以外 介護報酬告示上の額												
ļ	その他の費	·用	地	域外交通	負費、食材	才料費、	ナムツ代	٠ ١							
ļ	通常の事業	実施地域	高	松市、さ	ぬき市										
												_			

# 記 入 例

通所介護 (療養通所介護)

※受付釆早	
**文刊 笛 万	

実施単位数が複数の場合は、単位ごとに下記について記載のこと。

光片叫公米老の歌徒 早粉	生活柞	目談員	看護	職員	介護	職員	機能訓練	東指導員	
単位別従業者の職種・員数	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤 (人)	1			1		1		1	
非常勤 (人)									
※基準上の必要人数(人)									
※適合の可否									

# 通所介護 (療養通所介護)

指定(許可)更新申請に係る添付書類一覧

主たる事業所・施設の名称

番号	添 付 書 類 (更新前の届出内容からの変更がない場合は、 「書類省略不可」以外のものは添付不要)	, ,,,,,,	する事業・ 設の種類 共生型 通所 介護	参考様式	出内 らの	前届 容か 変更 言無
1	法人登記事項証明書又は条例等				有	無
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (組織体制図、資格証、雇用契約書の写等)			参考様式1	有	無
3	事業所の平面図、位置図、 必要に応じて外観及び内部の様子が分かる写真			参考様式3	有	無
	設備及び備品の概要			参考様式 5	有	無
4	運営規程 (変更有の場合は、新旧対照表を併せて添付)			参考例	有	無
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			参考様式 6	有	無
6	当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行う施設の名称・所在地			該当する 場合のみ (付表 6 -2)	有	無
7	介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面			参考様式 9-1-①	書類不	省略 可
	土地及び建物の登記事項証明書(土地・建物を所有している場合のみ添付)				有	無
8	賃貸借契約書の写し(土地・建物を賃借している場合の み添付)				有	無
	建築基準法の規定による検査済証、消防設備等検査済証				有	無

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 2 参考様式、参考例を掲示しているので、適宜修正のうえ使用してください。
  - 3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

			記入担当者連絡先	
事	業所	: 名		
担	当 者	名		
連	絡	先	電話番号	FAX番号

#### (参考様式1)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表( 年 月分) 事業所・施設名 ( サービス種類 ( ) )

									笋	<b>第1</b> i	問					É	第2	周					笋	<b>第</b> 3 词	周					角	64追	围				油工籽	<b>学</b>
職	種	資	格	勤務 形態	氏	名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週の 合計	の勤務	常勤換 算後の 人数
							*																													时间	八剱
				<u> </u>																																	
				<u> </u>																																	
				<u> </u>																																	
				<u> </u>																																	
				<u> </u>																																	
				1											-																						
				1																																	
				1												<u> </u>																					

- 備考 1 \*欄には、当該月の曜日を記入してください。
  - 2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。なお、勤務時間ごとに区分して、その勤務の時間帯を欄外に記入して ください。
  - 3 夜勤、准夜勤については、網かけをする等その旨を表示してください。宿直については、「○」として記載したうえ、網かけをしてください。
  - 4 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。 【勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務】
  - 5 常勤換算が必要な職種は、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
  - 6 サービス提供が単位(共同生活住居を含む。)ごとに行われるサービスの種類の場合は、各単位ごとに区分して記入してください。
  - 7 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
  - 8 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
  - 9 法令等に基づく免許、登録、修了証等の発行を受けている者については、当該免許等の写を添付してください。また、雇用契約書、承諾書等の雇用関係が確認できる書類を添付してください。
  - 10 各事業所・施設において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、資格、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、 その書類をもって添付書類として差し支えありません。

## 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の書き方(参考例)

#### (参考様式1)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(○○○年○月分) 事業所・施設名 ( サービス種類 (訪問介護 )

							复	<b>育</b> 1训	围					ĵ	第 2 :	周					ラ	第3步	<u> </u>					É	<b>第</b> 4 ì	周				週平均	常勤換
職種	資 格	勤務 形態	氏	名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週の 合計	の勤務	算後の
		712 72.			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土:	日	月	火	水	木	金	土:	日	月	火	水	木	金	土	I	時間	人数
管理者	介護福祉士	A	香川	太郎		2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2		40	10	0. 25
サービス提供責任者	介護福祉士	A	高松	花子		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40	1
訪問介護員	ヘルパー1級	A	丸亀	次男		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40	1
"	ヘルパー2級	A	坂出	雪江		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		80	20	0.5
"	ヘルパー3級	С	讃岐	夏子			8		4					8		4					8		4					8		4			48	12	0.3
				計																															3. 05

#### 備考 1 \*欄には、当該月の曜日を記入してください。

- 2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。なお、勤務時間ごとに区分して、その勤務の時間帯を欄外に記入して ください。
- 3 夜勤、准夜勤については、網かけをする等その旨を表示してください。宿直については、「○」として記載したうえ、網かけをしてください。
- 4 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。 【勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務】
- 5 常勤換算が必要な職種は、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
- 6 サービス提供が単位(共同生活住居を含む。)ごとに行われるサービスの種類の場合は、各単位ごとに区分して記入してください。
- 7 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 8 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- 9 法令等に基づく免許、登録、修了証等の発行を受けている者については、当該免許等の写を添付してください。また、雇用契約書、承諾書等の雇用関係が確認できる書類を添付してください。
- 10 各事業所・施設において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、資格、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、 その書類をもって添付書類として差し支えありません。

# ○○○ 経歴書

事業所又	は施設の名詞	称													
フリガナ															
氏 名							生	年月日	1		年		月		日
71															
/ <del>-</del> =r	(郵便番	号	_	)											
住所															
電話番号															
	1		主	7,	よ 職	Þ	胚	等							
年	月 ~	年 月		勤			<u> </u>	等			職	務	内	容	
,				.,,											
			職務	に	関連	す	る	資	格						
資	格 0		類			資		格	取	得	年		月		
<del>까.</del>	数 m	月月		左	П	п			年	Ħ	п	(	左	ı	F )
業	務 期	まり数:		年	月	日	~		年	月	目	(	年		月)
	務に従事し											日			
研修寺(	の受講の状況	元寺													

- 備考 1 「○○○」には、「サービス提供責任者」、「経験看護師等」または「計画作成担当者」と記入 してください。
  - 2 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
  - 3 「業務期間」欄、「業務に従事した日数」欄には、「サービス提供責任者」については、介護等の業務に従事した期間及び日数を、「経験看護師等」については、通所リハビリテーション等の業務に従事した期間及び日数を、認知症対応型共同生活介護の「管理者」及び「計画作成担当者」については、認知症高齢者の介護・計画作成等の業務に従事した期間及び日数を記入してください。

#### (参考様式3)

事業所の平面図等

|--|

	調理室 30 ㎡	談話室 20 ㎡	相談室 20 ㎡	診察室 調剤室	40 m²	展示コーナー ***********************************	
機能訓練室(食堂兼用)	100 m²		浴室 70 n	n²	便所 20 ㎡	事務室 30 m²	

- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途及び面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
  - 2 各室の用途及び面積を記載してください。
  - 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。
  - 4 設備及び備品等の概要を記載することとなっている場合は、本様式の余白部分に当該サービスの提供を行うために整備する設備及び備品等の位置、品名及び数量等を記載することで差し支えありません。

# (参考様式5)

事業所の設備及	マド/芒 口	位1717	プガロ	. 医生士
事業別(()		手に徐	会場Ⅱ	一覧衣

事務所名	(	,
サービス種類	(	`

部屋・設備・備品等の種類	設備基準上適合すべき項目についての実態	※適合の可否
サービス提供上配慮すべき		
設備及び備品等の概要		
非常災害設備等		

- 備考 1 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、「事業所の部屋別施設一覧表」に記載した項目以外の事項について記載してください。
  - 2 必要に応じて写真等を添付し、その旨を合わせて記載してください。
  - 3 ※印の欄は、記入しないでください。

事業所又は施設名

# 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

甲語	青するサービス種類						
		措	置	の	概	要	
1	利用者からの相談又は苦情等に	対応す	る常認	め窓口	(連絡	各先)、	担当者の設置
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行う	ための	少处理体	本制・手	順		
3	苦情があったサービス事業者に	対する	対応方	<b>5針等(</b>	居宅介	<b>↑護支</b>	援事業者の場合記入)
4	その他参考事項						

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

# 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考例)

事業所又は施設名	○○事業所
申請するサービス種類	

## 措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置く。

また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰でも対応できるように するとともに、担当者に必ず引き継ぐ。

(担当者)

(電話番号・FAX番号)

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
  - ・ 苦情があった場合は、直ちにサービス提供責任者から相手方に連絡を取り、直接 訪問するなどして、詳しい事情を聴くとともに、サービス担当者からも事情を聴き、 事実の確認を行う。
  - サービス提供責任者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を 行う。担当会議を行わない場合も、管理者に報告する。
  - ・ 検討の結果、翌日までに具体的な対応、処理を行う。
  - ・ 相談・苦情の状況について、記録を保管し、再発防止に努める。
  - ・ 改善後の状況について確認を行う。
- 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)
  - ・ 苦情の内容について、サービス事業者からも事情を聴き、事実の確認を行う。
  - 必要な改善をサービス事業者に申し入れる。
  - ・ サービス事業者から結果報告を受ける。
  - ・ 改善後の状況について確認を行う。
- 4 その他参考事項
  - 毎日朝礼で確認するなど、普段から苦情が出ないようなサービスの提供を心がける。
  - 従業者に対する研修を実施する。

(参考様式9-1)

### 介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

<b>未</b> III	旧たっ古	ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ
省川	県知事	殿

氏名(法人にあっては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第四号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

#### (介護保険法第70条第2項)

- 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める 基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正 な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である とき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。) について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五条の二第二項第五号の三及び第百十五条の十二第二項第五号の三において同じ。) を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が,第七十七条第一項又は第百十五条 の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され,その取消し

## (参考様式9-1)

の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七項に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四 号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであると き。
- 十一 申請者 (特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、法人でない事業所で、その管理者が 第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者 (特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。) が、法人でない事業所で、その管理者が 第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(参考様式9-1)

介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第四号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

#### (介護保険法第 115 条の 2 第 2 項)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で 定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予 防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の九第一項又は 第百十五条の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が,第百十五条の九第一項 又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。) を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である 場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に 当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り 消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管 理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該 指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となっ た事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備

についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して,この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が,第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る 行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する 日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当 の理由がある者を除く。)で,当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であると き。
- 十 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうち に第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等の うちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるも のであるとき。
- 十一 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、そ の管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、そ の管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であ るとき。